

新旧対比表 みずほ特約付き外貨定期預金(クロス取引)規定

条番号	現行	変更後
第3条 (リーフ口の 取り扱い)	この預金を証書を発行しないリーフ口として取り扱う場合には、この預金の取引明細は、当行が作成する外貨預金取引明細表 (Statement of Account) に記載して交付しますので、「預金取引明細帳 (リーフ口) 」 (Statement of Account Binder) にとじ込んで保管してください。	この預金を証書を発行しないリーフ口として取り扱う場合には、この預金の取引明細は、当行が作成する外貨預金取引明細表 (Statement of Account) に記載して交付、またはみずほWEB帳票サービスにて還元します。なお、 <u>当行が交付した外貨預金取引明細表は「預金取引明細帳 (リーフ口) 」 (Statement of Account Binder) にとじ込んで保管してください。</u>
第9条 (期日前解 約)	5. この預金を期日前解約する場合には、証書または当行所定の払戻請求書に届出の印章 (または署名) により記名押印 (または署名) のうえ、当行に提出してください。	5. この預金を期日前解約する場合には、証書または当行所定の払戻請求書に届出の印章 (または署名) により記名押印 (または署名) のうえ、当行に提出してください。 <u>この場合において、当行は預金者に本人確認書類の提示等を求めることがあります。</u>
	(2020年4月1日現在)	(2021年1月17日現在)